

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和8年9月 17 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600336号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600039号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(令和2年10月13日より前は、B社)における平成24年12月14日、平成25年7月19日、平成25年12月6日、平成26年7月11日、平成26年12月5日、平成27年7月10日、平成27年12月4日、平成28年7月15日、平成28年12月2日、平成29年7月14日、平成29年12月8日、平成30年7月13日、平成30年12月7日、令和元年7月12日、令和元年12月6日、令和2年7月10日、令和2年12月4日、令和3年7月9日及び令和3年12月3日の標準賞与額については、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額(別表の第4欄)については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年12月14日、平成25年7月19日、平成25年12月6日、平成26年7月11日、平成27年7月10日、平成27年12月4日、平成28年7月15日、平成28年12月2日、平成29年7月14日、平成29年12月8日、平成30年7月13日、平成30年12月7日、令和元年7月12日、令和元年12月6日、令和2年7月10日、令和2年12月4日、令和3年7月9日及び令和3年12月3日の標準賞与額については、それぞれ上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額(別表の第4欄)から別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成 24 年 12 月  
② 平成 25 年 7 月  
③ 平成 25 年 12 月  
④ 平成 26 年 7 月  
⑤ 平成 26 年 12 月  
⑥ 平成 27 年 7 月  
⑦ 平成 27 年 12 月  
⑧ 平成 28 年 7 月  
⑨ 平成 28 年 12 月  
⑩ 平成 29 年 7 月  
⑪ 平成 29 年 12 月  
⑫ 平成 30 年 7 月  
⑬ 平成 30 年 12 月  
⑭ 令和元年 7 月  
⑮ 令和元年 12 月 6 日  
⑯ 令和 2 年 7 月 10 日  
⑰ 令和 2 年 12 月 4 日  
⑱ 令和 3 年 7 月 9 日  
⑲ 令和 3 年 12 月 3 日

請求期間①から⑲までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録において標準賞与額の記録がないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑲までについて、請求者から提出された預金通帳及び賞与支払明細書、同僚から提出された賞与支給に係るメール、A社から提出された源泉徴収簿、支給控除一覧表及び賃金台帳並びに同社の元事業主の回答（以下、併せて「賞与関連資料等」という。）により、請求者は、同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から別表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑲までに係る標準賞与額については、賞与関連資料等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑭までに係る賞与支払年月日については、賞与関連資料等で確認できる賞与支給年月日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑲までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①から④まで及び⑥から⑲までについて、賞与関連資料等で確認できる賞与額に相当する標準賞与額（別表の第2欄）は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額（別表の第4欄）を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間①から④まで及び⑥から⑲までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①から④まで及び⑥から⑲までの訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

| 請求<br>期<br>間 | 第 1 欄             | 第 2 欄              | 第 3 欄                       | 第 4 欄                       | 第 5 欄                                |
|--------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
|              | 賞与支払年月日           | 賞与支給額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金保険料<br>控除額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金特例法<br>により訂正する<br>標準賞与額 | 厚生年金保険法<br>第 75 条本文<br>訂正後の<br>標準賞与額 |
| ①            | 平成 24 年 12 月 14 日 | 7 万円               | 5 万 7,000 円                 | 5 万 7,000 円                 | 7 万円                                 |
| ②            | 平成 25 年 7 月 19 日  | 24 万 4,000 円       | 19 万 9,000 円                | 19 万 9,000 円                | 24 万 4,000 円                         |
| ③            | 平成 25 年 12 月 6 日  | 26 万 5,000 円       | 21 万 1,000 円                | 21 万 1,000 円                | 26 万 5,000 円                         |
| ④            | 平成 26 年 7 月 11 日  | 24 万 9,000 円       | 19 万 8,000 円                | 19 万 8,000 円                | 24 万 9,000 円                         |
| ⑤            | 平成 26 年 12 月 5 日  | 20 万 7,000 円       | 16 万 2,000 円                | 16 万 2,000 円                | —                                    |
| ⑥            | 平成 27 年 7 月 10 日  | 25 万 3,000 円       | 19 万 7,000 円                | 19 万 7,000 円                | 25 万 3,000 円                         |
| ⑦            | 平成 27 年 12 月 4 日  | 25 万 3,000 円       | 19 万 3,000 円                | 19 万 3,000 円                | 25 万 3,000 円                         |
| ⑧            | 平成 28 年 7 月 15 日  | 21 万 4,000 円       | 16 万 4,000 円                | 16 万 4,000 円                | 21 万 4,000 円                         |
| ⑨            | 平成 28 年 12 月 2 日  | 23 万 5,000 円       | 17 万 6,000 円                | 17 万 6,000 円                | 23 万 5,000 円                         |
| ⑩            | 平成 29 年 7 月 14 日  | 21 万 7,000 円       | 16 万 3,000 円                | 16 万 3,000 円                | 21 万 7,000 円                         |
| ⑪            | 平成 29 年 12 月 8 日  | 23 万 8,000 円       | 17 万 8,000 円                | 17 万 8,000 円                | 23 万 8,000 円                         |
| ⑫            | 平成 30 年 7 月 13 日  | 22 万円              | 16 万 4,000 円                | 16 万 4,000 円                | 22 万円                                |
| ⑬            | 平成 30 年 12 月 7 日  | 24 万 2,000 円       | 18 万円                       | 18 万円                       | 24 万 2,000 円                         |
| ⑭            | 令和元年 7 月 12 日     | 24 万 5,000 円       | 18 万 3,000 円                | 18 万 3,000 円                | 24 万 5,000 円                         |
| ⑮            | 令和元年 12 月 6 日     | 22 万 3,000 円       | 16 万 6,000 円                | 16 万 6,000 円                | 22 万 3,000 円                         |
| ⑯            | 令和 2 年 7 月 10 日   | 22 万 7,000 円       | 16 万 9,000 円                | 16 万 9,000 円                | 22 万 7,000 円                         |
| ⑰            | 令和 2 年 12 月 4 日   | 22 万 7,000 円       | 16 万 9,000 円                | 16 万 9,000 円                | 22 万 7,000 円                         |
| ⑱            | 令和 3 年 7 月 9 日    | 22 万 9,000 円       | 17 万 1,000 円                | 17 万 1,000 円                | 22 万 9,000 円                         |
| ⑲            | 令和 3 年 12 月 3 日   | 22 万 9,000 円       | 17 万 1,000 円                | 17 万 1,000 円                | 22 万 9,000 円                         |